

キャリア教育

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義されている。

キャリア教育は、キャリアが子供・若者の発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで体系的に進めることが必要である。その中心として、「基礎的・汎用的能力」を子供たちに確実に育成していくことが求められる。また、その育成に向けて、「社会に開かれた教育課程」の視点から、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を一層充実していくことが必要である。

参考：本誌 第1章Ⅱ「2 探究的な学習の充実」 P 1-14

1 キャリア教育の必要性と課題

(1) キャリア教育の必要性

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

[中学校学習指導要領(平成29年) 第1章 総則 第4の1(3)]

平成29年に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領並びに平成30年に告示された高等学校学習指導要領では、改めて「キャリア教育」という言葉を用いてその充実を図ることが明記された。

こうした学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各学校においては児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが必要である。

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

(2) キャリア教育を取り巻く課題

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、狭義の意味での「進路指導」と混同されてしまった面もあったのではないかと指摘がある。

また、広島県においては、各教科等の学びが社会生活とどのようにつながっているのか児童生徒に実感させること、職場体験活動で育成を目指す資質・能力を受入れ先の事業所等と共有できていないのではないかなど、「社会に開かれた教育課程」の視点での取組に課題がある。

	小学校，小学部	中学校，中学部及び高等学校
学習指導要領で述べられているキャリア教育における課題	<p>○ 狭義の「進路指導」との混同により，特に特別活動において進路に関連する内容が存在しないため，<u>キャリア教育が体系的に行われてこなかったのではないか。</u></p> <p>○ また，将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ，「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないか。</p> <p>【参考：小学校学習指導要領解説 総則編 平成 29 年 7 月 文部科学省】</p> <p>※特別支援学校小学部も同旨</p>	<p>○ 狭義の意味での「進路指導」と混同され，「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないか。</p> <p>【参考：小学校学習指導要領解説 総則編 平成 29 年 7 月 文部科学省】</p> <p>※高等学校及び特別支援学校中学部も同旨</p>
広島県のキャリア教育における課題 (広島県教育委員会「キャリア教育の充実に向けたアンケート」令和 2 年 1 月実施)	<p>○ 「社会に開かれた教育課程」の視点を踏まえ，教科の学びが世の中とつながっていることを児童が実感できていないのではないか。</p>	<p>○ 職場体験活動を実施する際に，学校教育が育成を目指す資質・能力を受入れ先の事業所等と十分な共有が必要ではないか。</p>

2 キャリア教育の進め方

学校教育において，学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育を効果的に進めていくためには，上記の課題を踏まえ，校長のリーダーシップのもと，進路指導主事やキャリア教育担当教師を中心とした校内の組織体制を整備し，学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど，それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが必要である。

また，特別活動の学級（ホームルーム）活動を要としながら，総合的な学習（探究）の時間や学校行事，道徳科や各教科・科目における学習，個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ，学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要である。

キャリア教育を進めるに当たっては，次の点に留意する。

ア 組織的・計画的に

教育課程に位置付け，関連する諸活動を体系化し，学校の教育活動全体を通して進める。

イ 系統的・発展的に

幼児児童生徒の発達段階を踏まえ，キャリア発達にかかわる能力・態度の到達目標を明確にし，取組の適時性や系統性・発展性に配慮して進める。

ウ 個に応じて

幼児児童生徒一人一人のキャリア発達の状況を的確に把握し，個人差に留意しながら進める。

エ 連携・協力して

家庭，地域社会，企業，関係機関等の理解を得て，その資源を有効に活用して進める。

オ 実践的・体験的な学習活動を通して

働くこととの接点を広げる実践的・体験的な学習活動を多面的に展開し，経済社会，職業や仕事についての具体的で現実的な理解を深めながら進める。

キャリア教育の進め方についての実践事例は，「キャリア教育実践の手引き」（広島県教育委員会）を参照

3 キャリア教育を推進するための具体的な取組

本県においては、現在、キャリア教育の充実のため、次のような内容に取り組んでいる。

学校外の教育資源を活用したシステムづくり

■ 中学校における職場体験活動

○ 実施内容

- ・ 5日間以上の職場体験の実施
- ・ 職場体験を推進するためのシステムづくり
- ・ キャリア・アドバイザーの活用 など

○ 主な成果

- ・ 働くことの尊さや仕事に対する誇り、世の中での役割等の認識が深まった。
- ・ 学校で学んでいることの大切さに気付くとともに、学校の中で自分の役割を責任をもって果たそうとする姿が見られるようになった。
- ・ 職場で体験したことを家庭で話すことが多くなり、保護者にとってもコミュニケーションを図るよい機会になった。
- ・ 域内で働く大人と直接出会うことで、働くことの意義だけでなく学び続けることの大切さに気付く機会となった。

○ 今後の取組のポイント

「基礎的・汎用的能力」を踏まえ、キャリア教育を通じて自校が育成を目指す資質・能力を職場体験先の事業所等としっかり共有し、5日間の職場体験学習の充実を図る。

発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

■ わたしのキャリアノート～夢のスケッチブック

キャリア教育を充実させるためには、小学校、中学校、高等学校等が組織的・系統的に、児童生徒一人一人のキャリア発達を促進させる取組を推進することが必要である。そのため、県教育委員会では「わたしのキャリアノート～夢のスケッチブック」を作成し、平成20年12月に全公立学校に配付した。平成21年度から県内の全公立学校で活用している。

○ キャリアノートの持ち上がりについて

- ・ 小学校から、中学校へキャリアノートを持ち上がった学校の割合・・・98.0%
- ・ 中学校から、高等学校へキャリアノートを持ち上がった学校の割合・・・100%
(令和4年3月 県教育委員会とりまとめ)
- ・ 高等学校が、中学校(中学生)からキャリアノートを受け取った割合・・・72.0%
(令和3年6月 県教育委員会調査)

○ 「キャリア・パスポート」について

文部科学省において、平成31年3月に「キャリア・パスポート」の例示資料及び指導上の留意事項等がとりまとめられた。

「キャリア・パスポート」は、「わたしのキャリアノート～夢のスケッチブック」と趣旨を同じくするものであり、各学校において、児童生徒の実態やキャリア教育の指導内容等を踏まえ、項目及び内容を変更して利用することが効果的である。

参考HP: [ホットライン教育ひろしま「キャリア教育の推進～キャリア教育実践の手引き～」](#)

義務教育段階における系統的なキャリア教育の推進

■ 広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力

変化の激しいこれからの社会で自己実現を図っていくための基礎を義務教育段階で培っていくために、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として、「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」、「表現する力」を設定している。

また、令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜より、「自己表現」を導入し、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」がどのくらい身に付いているのかを評価することとしている。

「学びの変革」を更に進め、「キャリア教育の充実を中核としたカリキュラム開発事業」の成果等を参考にして学校の実情に応じた取組を工夫する等、各学校においては主体的に「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」をどのように育成していくのかを校内で検討し、実践していくことが求められる。

広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力の育成に係る教材

■ キャリア・ログ～わたしの学びの足あと～

小学校学習指導要領等の特別活動においては、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とされ、児童生徒が活動を記録し蓄積する活動、及び教材の充実が求められている。平成31年には、このような教材の例として、文部科学省より「キャリア・パスポート」が示されている。

この度、新たな児童生徒の活動を記録し蓄積する教材として、学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成20年度に作成した「わたしのキャリアノート～夢のスケッチブック～」を見直し、「キャリア・ログ～わたしの学びの足あと～」を作成した。主な特徴は次のとおりである。

○ 「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」の育成に焦点化している

「キャリア・ログ」では、自分自身について考える項目を、年度当初と年度末に配することで、定期的に自己について省察する機会を設け、「自己を認識する力」の育成に資するようにしている。さらに、学期ごとの振り返り項目を発達段階に応じて自分で選択させることで、「自分の人生を選択する力」の育成を図っている。

また、児童生徒が取り組む際、自らの成長についてクラスメイトと語り合う活動を併せて行うことで、「表現する力」の育成につながる。

○ 1年間を1枚ポートフォリオでコンパクトにまとめることができる

「キャリア・ログ」は、学期ごとの振り返りを踏まえて、次の学期や年度に取り組んでいくというサイクルを「見える化」するための工夫として、一目で1年間の自己のあゆみを概観できるよう、A3で1枚（又はA4両面）にまとめている。

「キャリア・ログ」を行事の振り返り用紙や学期ごとの個人目標の記入用紙等の学校独自のフォーマットや、賞状や作文、写真等、個人の成長や思い出の資料をまとめる際の「トップページ」（頭紙）とすることで、数年先に振り返る際にはインデックスシートの役割を果たし、自己の成長を見返すことが容易となる。

○ 一人1台端末に対応することが可能となっている

児童生徒が持つ一人1台端末等に保存することを可能にし、デジタル版を作成しやすいように、フォーマットを工夫している。児童生徒がパソコンやタブレット端末等で直接入力するという方法にも対応できる。もちろん、紙で配付する場合も含めて、学校独自のアレンジを加えることができる。

キャリア・ログのフォーマットは、学年ごとの振り返りを踏まえて、次の学期や年度に取り組んでいくというサイクルを「見える化」するための工夫として、一目で1年間の自己のあゆみを概観できるよう、A3で1枚（又はA4両面）にまとめている。

「キャリア・ログ」を行事の振り返り用紙や学期ごとの個人目標の記入用紙等の学校独自のフォーマットや、賞状や作文、写真等、個人の成長や思い出の資料をまとめる際の「トップページ」（頭紙）とすることで、数年先に振り返る際にはインデックスシートの役割を果たし、自己の成長を見返すことが容易となる。

（▲「キャリア・ログ」小学校第1学年児童用）

中学校第3学年のシートでは、義務教育9年間の自己の成長を振り返ることができる等、各学年の構成を工夫しております。部分的な活用を含め、学校の実態に応じて御活用ください。

「キャリア・ログ～わたしの学びの足あと～」のホームページ掲載場所
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-3nd-career-top.html>



4 キャリア教育の視点に立った進路指導の充実

進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、自らの意思と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・援助する生き方の指導であり、キャリア教育の中核をなしている。

(1) 生徒一人一人の心に寄り添う進路指導の在り方

生徒一人一人が自分の個性や適性を理解し、将来の夢や職業を思い描きながら主体的に進路を選択していくために、教職員は生徒の発達段階の特徴を十分に理解する必要がある。生徒の変容を敏感に感じ取り、生徒が抱える不安や悩みなどを積極的に受け止め、生徒理解を深めながら、キャリア教育の視点に立って指導・援助することが重要である。そのため、各学校においては、学校の教育活動全体を通じて、入学から卒業まで、系統的、計画的、組織的に進路指導を推進していく必要がある。

(2) 組織的な進路指導の推進

学校の教育活動全体を通じて、進路指導を効果的に進めるためには、進路指導主事を中心とした進路指導部を校務運営組織に位置付け、組織的な進路指導体制を確立することが必要である。進路指導主事は、自らの職務を自覚し、校長の方針の下、各主任、学級担任等と連携を密にし、リーダーシップを発揮して進路指導部を機能させ、組織的な進路指導を実施できるよう、マネジメントする必要がある。

(3) キャリア・カウンセリングの充実

キャリア・カウンセリングとは、生徒が自らの意思と責任で進路を選択できるように、個別又はグループ別に行う指導・援助であり、これを充実させるためには、日頃から生徒の様子を観察し、一人一人の考えを受け止めて、生徒との信頼関係をつくることが大切である。また、進学や就職に関わって行われる相談活動を「進路相談」と呼ぶが、進路相談は卒業を控えた学年だけで行うのではなく、キャリア・カウンセリングの視点を踏まえ、入学時から計画的かつ継続的に実施される必要がある。とりわけ、進路選択に関する面談を行う際は、生徒が自らの可能性を発見し、自己実現に向けて更なる意欲を喚起できるよう、生徒のプライバシーに配慮した場所の確保などに十分留意して実施する必要がある。また、個人情報などの個人情報の保管・管理には十分留意するとともに、担任等が変わる際には、引き継ぎを確実にすることが重要である。

(4) 進学及び就職等に係る指導の在り方

ア 家庭・保護者、教育委員会との連携

日頃から家庭・保護者、教育委員会との連携を密に進路指導を進めることが大切である。特に、推薦基準等の進路指導上の重要事項については、推薦基準等を明確にし、運用のルールも含めて全教職員で共有するとともに、生徒及び家庭・保護者が十分に理解できるよう、入学時から、学年集会や保護者説明会等を通じて、丁寧に説明を行うことが求められる。

イ 情報管理の徹底

進路決定において扱う記録は、速やかに作成、保管するとともに、校長を始めとした管理職及び各主任等による記録の正誤等の確認を行うなど、情報管理を徹底する必要がある。また、担任が変わる際等、必要に応じて引き継ぎを確実にを行うほか、校内の各種会議や、進路指導上の重要な指導事項に係る記録についても同様に、情報管理の徹底を図ることが必要である。

ウ 就職に係る公共職業安定所（ハローワーク）等との連携

就職を希望する生徒に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携を図り、指導・援助を実施していくことが必要である。

エ 卒業時に進路が決定しない生徒への指導

卒業時に進路が決定しない生徒については、卒業後に連絡がつきにくくなることも考えられる。そのため、在学時から、卒業後も継続的に連携することの大切さやその方法について、保護者も交えて確認しておくことが必要である。

参考：本誌「コラム 児童生徒の『自己実現』に向けて」P 1－6，
本誌 資料「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力を育むために」

参考HP：ホットライン教育ひろしま 「中学校における進路指導の手引」

国際教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要である。

国際教育とは、国際化した社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育である。

1 国際教育のねらい

教育基本法第2条第5項には、教育の目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が示されている。また、学校教育法第21条第3項においても、義務教育の目標として、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が示されている。

各学校においてはこうした目標を踏まえ、次のようなねらいで取組を進めていくことが必要である。

- 1 異文化や異なる文化をもつ人々を理解するだけでなく、理解した上で、それらを受容しながら共生することのできる態度や能力の育成。
- 2 異文化や異なる文化を有する人々に対して敬意を払い、理解し受容するため、自分自身の国やその歴史、伝統・文化を理解・尊重し、その上に立脚した個性をもつ一人の人間としての自己の確立。
- 3 多様な他者の中で、自己を確立し相互理解を深め、共生していくため、自分の考えや意見を自ら発信し、他者の主張を受け止め、議論をまとめあげ、具体的に行動することのできる態度・能力の育成。

2 国際教育推進の視点

各学校で国際教育を進めるに当たっては、特に次のような視点をもって進めることが重要である。

- 1 国際社会を生きる人材として必要な実践的な態度・能力を育成していくため、国際教育の実践力の向上と「学びの広がり・深まり」をもたらす授業づくりを行う。

国際社会に通用する主体性や発信力は、体験的な学習や問題解決的な学習などを通じて育成されていく。そのため、例えば、平和、環境などの地球規模の課題や今日的な課題を学校の教育活動に取り入れ、課題探究型の学習プロセスを大切にし、調べ学習や交流活動等を通じて、広がりや深まりをもった学習を展開していくことが必要となる。

また、国際教育は、教科等の学習でも総合的な学習（探究）の時間でも取り組むことができるが、いずれの場合も、教科等の学習と総合的な学習（探究）の時

間の関連を常に意識するなど、学校の教育活動全体の中で取り組むことが大切である。そのことによって、授業に広がりや深まりをもたらすことができる。

2 実践事例、手法、幅広い経験や優れた知識を有する人材や組織など国際教育に関わる資源を活用するため、共有の促進や連携のための支援体制の構築を図る。

学校の内外には、日本人学校等への派遣教員や青年海外協力隊に参加した教員、海外からの留学生、JICA（独立行政法人国際協力機構）やNPO（非営利組織）など、国際教育について幅広い経験と知識を有する人材や組織等が多数存在している。これらの人材や組織等の国際教育資源を最大限に活用するための体制を整備していくことが必要である。また、各学校においては、国際教育に関する学習指導や教材開発について研鑽を積んでいくなど、校内研修を充実させることが必要である。

3 海外子女教育における先駆的な取組を日本の学校教育に生かすという視点をもつ。

海外の日本人学校や補習授業校は、英語教育や国際交流など、日本国内の学校における国際教育の先駆的な取組を行ってきている。また、それらの施設は、そこで働く教員やそこで学ぶ児童生徒にとって国際教育実践の場であり、日本国内の学校にとっても国際教育に関わる資源として重要な存在である。海外子女教育における先駆的な取組や在外教育施設で培われた資源を日本国内の教育のために生かしていくことが重要である。

3 学校教育における国際教育充実のための方策

(1) 各教科等の関連を意識した授業づくり

国際教育を学校全体の教育目標に明確に位置付け、各教科等を相互に有機的に結び付けながら取り組むことが重要である。その際、実践経験をもつ学校の外部にある組織や人材等と協働した授業づくりを進めることが大切である。

(2) 外国語教育の充実

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が求められている。

外国語によるコミュニケーション能力を育成するためには、児童生徒が外国語の語彙や表現等の知識を理解した上で、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、主体的に外国語を用いて、表現したり伝え合ったりする言語活動を充実させることが重要である。

参考：本誌 第1章Ⅱ「3 外国語の充実」 P1-22

(3) 直接的な異文化体験の重視

異なる文化・生活・習慣をもつ同年代の若者との交流活動は、異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際性を養うという点で大きな意義をもつ。多くの学校で、留学、研修旅行、海外修学旅行や姉妹校提携など、様々な形態での交流活動が行われているが、今後とも、学校段階に応じ、地域の実情に合わせて工夫しながら、バランスのとれた国際交流を進めていくことが必要である。

参考：「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」

4 外国人児童生徒等教育の充実

外国人児童生徒については、従来から、国際人権規約や児童の権利に関する条約を踏まえ、義務教育諸学校への入学を希望する場合は、無償で受け入れてきた。しかし、令和元年度に文部科学省が初めて実施した、外国人の子供の就学状況等に関する全国調査では、約2万人の外国人児童生徒等が就学していない可能性がある、又は就学状況を把握できていない状況にあるという実態が明らかになった。

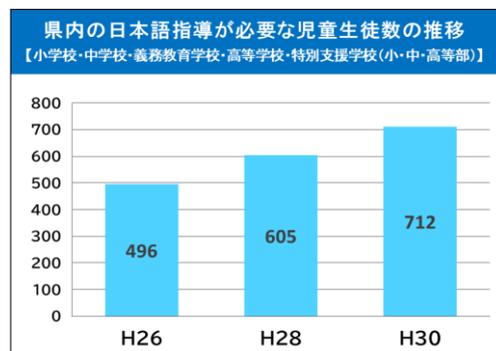
我が国に在留する外国人の数が大きく増加する中で、外国人児童生徒等が将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人児童生徒等教育を推進していく必要がある。

(1) 社会の変化と国の動向

国際化の進展に伴い、近年、我が国に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴って、学校に在籍する外国人児童生徒は年々増加している。さらに、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない児童生徒も増加しており、文部科学省が平成30年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において、これらの児童生徒は、5万人を超える状況となっている。

同調査によると、本県においても、712名の日本語指導を必要とする児童生徒が在籍しており、4年前と比べ、216名増加している状況である。

平成30年12月には、出入国管理及び難民認定法が改正され、今後更なる在留外国人の増加が予想されている。こうした急激な社会の変化を踏まえ、令和3年1月27日に、中央審議会できとりまとめられた、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）では、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方の基本的な考え方として以下の3点が示された。



- ① 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うとともに、現状を踏まえた施策の充実を図ることが必要
- ② キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- ③ 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組が必要

これらの国の動向からも、外国人児童生徒等教育の推進が急務になっていることが分かる。

(2) これからの学校教育における外国人児童生徒等教育

ア 異文化理解・多文化共生

これからの学校においては、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重し合いながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組を進めていく必要がある。

日本人の児童生徒にとって、学齢期から様々なルーツや母語等を有する児童生徒等とともに学習する機会をもつことは、多様な価値観や文化的背景に触れることにつながる。また、外国人児童生徒等が、複数の言語や文化、価値観の下に生まれ育った経験を生かし、彼らの強みを生かす指導に取り組むことも期待されている。

イ 学校の受入れ体制づくり

外国人児童生徒等は、言語や宗教、生活等の文化的な背景や来日の経緯等様々にあるため、それらの多様性を理解し尊重することが重要である。

受入れの際には、日本語指導の担当者に任せてしまうのではなく、「チーム学校」の観点に基づき、管理職のマネジメントの下、日本語指導担当教師、在籍学級担任、関係教職員等が連携し、学校全体で体制を構築する必要がある。その際、外国人児童生徒等のアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに、家庭関係の形成に資するよう、母語・母文化の重要性や保護者への教育に関する理解を促進することにも留意する必要がある。

ウ 日本語指導教室等での指導

日本語指導が必要な児童生徒に対しては、「特別の教育課程」による日本語指導を行うことができる。

「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的としている。

日本語指導を行う際には、児童生徒の実態を多角的に把握し、個々に適した指導を行うことが大切である。単にひらがなや漢字の学習ばかりを作業的に行うのではなく、日常生活の場面を想定した活動や教科の学習等、児童生徒等が学習する内容を、ことばを使いながら学ぶことを通して、「内容」と「日本語」の両方の力を高め、在籍学級での教科学習に自律的に参加できる力を養っていく必要がある。

特別の教育課程による日本語指導	
指導内容	児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
授業時数	年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
指導の形態及び場所	原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
指導計画の作成及び学習評価の実施	計画及びその実績は、学校設置者に提出

エ 在籍学級での指導

外国人児童生徒等を学級に受け入れることは、在籍学級の児童生徒にとっても多様な価値観や文化を知り、成長できる大きなチャンスであり、学級を豊かにしてくれるプラスの出来事である。

一方、編入してくる外国人児童生徒等の不安は大きいものであり、在籍学級担任の温かな姿勢と細やかな配慮のある受け入れ体制づくりが求められる。

る。児童生徒の個性を幅広く認め、学級での居場所をつくるよう心がけていく必要がある。また、外国人児童生徒等が学校で大半の時間を過ごすのは在籍学級である。そのため、教師は、児童生徒が教科学習や学級の活動等に参加できるような指導・支援を行う必要がある。例えば、やさしい日本語でゆっくり話す、具体物や絵・図等の視覚情報を豊富にする、発問・キーワード等を板書やカードで視覚化する等、在籍学級の授業の中でできることばの支援を行うことで、一人一人の能力を伸ばしていけるようにする必要がある。

(3) 県の取組

本県では、外国人児童生徒等教育の充実を図るため、以下の取組を行っている。

ア 日本語指導のための加配教員や非常勤講師の措置

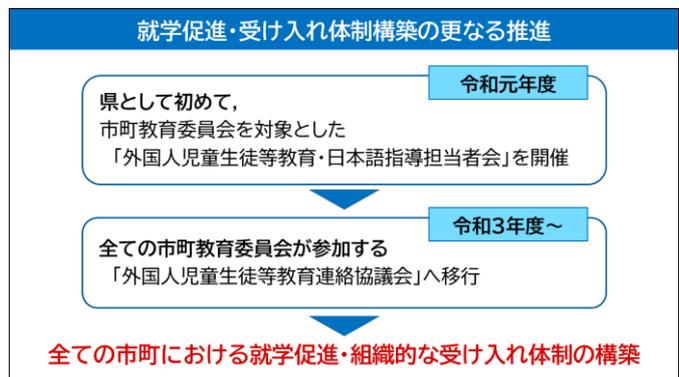
日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、加配の措置を行っている。

常勤加配 21 名，非常勤措置 140 校

※ 令和3年10月時点

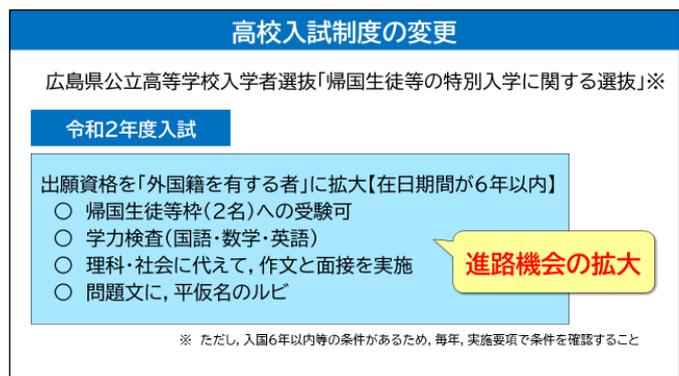
イ 全ての市町の就学促進・受け入れ体制構築に向けた取組

市町教育委員会に対し、外国人児童生徒等教育についての理解を深め、実態に応じた組織的な支援体制構築を図るため、令和元年度から「外国人児童生徒等教育・日本語指導担当者会」を実施してきた。令和3年度からは、県内全ての市町における就学促進及び組織的な受け入れ体制構築を目指し、「外国人児童生徒等教育連絡協議会」へ移行して取組を進めている。



ウ 進学のための拡大

令和2年度から、公立高等学校入学者選抜の「帰国生徒等の特別入学に関する選抜」に係る出願資格に、「外国籍を有する者」を加え、外国人児童生徒の進路機会を拡大した。これまでの帰国者等と同様に、試験教科の軽減や問題文への漢字のルビ振りなどの配慮を行っている。



※ 令和3年度より「帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に名称変更

エ 教職員の外国人児童生徒理解・指導力向上のための取組

県内全ての教職員が外国人児童生徒に対する理解を深め、多文化共生の視点をもった教育を推進することを目指し、教職員に対する研修を行っている。

日本語指導担当教員研修会

日本語指導を担当している教員等を対象として、外国人児童生徒等教育について理解を深め、担当教員としての指導力の向上を図るための研修会(義務教育指導課主催)を実施している。(R2～)

2年目となる令和3年度は、7月と12月にオンライン等による研修会を実施し、のべ120名の参加があった。

今後も継続して研修会を実施し、外国人児童生徒理解と指導力の向上を図っていく。

参加者からのコメントより

○児童生徒一人一人の、母国での生活環境や生活経験、学習経験等は違っているため、一律な指導だけではなく、実態把握による個に応じた日本語指導を行い、一人一人の子供の成長や自己実現、進路等につなげていくことが大切だと再認識しました。

中堅教諭等資質向上研修

学校の核となる教職員等の外国人児童生徒等教育についての理解と課題意識の向上を図るため、多文化共生に係る講話を実施している。(R2～)

教職員支援機構の研修

日本語指導の方法等を学び、専門性の向上を図るため、「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修(教職員支援機構)」へ教員等を毎年派遣している。

平成31年度	2名
R2年度(オンライン)	4名
R3年度(オンライン)	4名

オ 外国人児童生徒等教育・日本語指導に関する情報の提供

はじめて外国人児童生徒等に関わる者や日本語指導を担当する者にとっては、戸惑うことが多く、どのような配慮や指導を行っていけばよいか分からないことが多い。そこで、少しでも不安や悩みを解消できるように、外国人児童生徒等教育や日本語指導に関する情報を県教育委員会の Web サイトに集めて掲載したり、サポート資料を作成し発信したりする等、情報の提供を行っている。

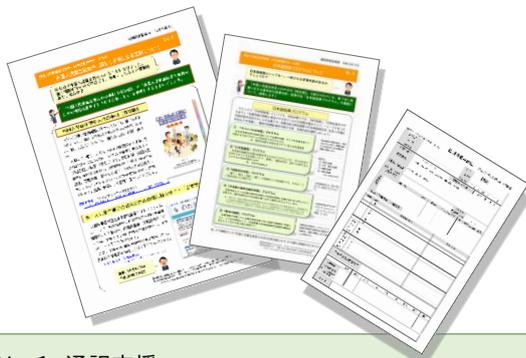
県教育委員会の Web サイトに
「外国人児童生徒等教育・日本語指導」に係る Web ページを作成



外国人児童生徒等教育や日本語指導に関する情報を集めたページを掲載している。(H31～)

- ・ 国からの関連通知
- ・ 特別の教育課程に関するQA
- ・ 関連情報が掲載されているサイト
- ・ 外国人児童生徒等教育・日本語指導サポート資料

「外国人児童生徒等教育・日本語指導サポート資料」の作成



- No.1 通訳支援
- No.2 受入れの際の保護者との面談
【広島県版 個別の指導計画(様式1 児童生徒に関する記録)】
- No.3 「特別の教育課程」の編成について
- No.4 外国人児童生徒等教育に関して参考になる資料について
- No.5 日本語指導プログラムについて 他

外国人児童生徒等教育や日本語指導に携わる先生方を少しでもサポートできるよう、参考になるサポート資料を作成し、情報の発信をしている。(R2~)

サポート資料には、日本語指導のことだけでなく、外国人児童生徒を理解する上で、大切にしてほしいことや、配慮・支援するポイントも盛り込んでいる。また、サポート資料の内容に関係して、児童生徒の受入れの際に聞き取った情報や実態、指導目標を記録できるよう、広島県版の個別の指導計画の様式や記入例も作成し、必要な情報とともに、すぐに活用できる内容となっている。

通知で情報提供するとともに、HP・facebookにも掲載している。

広島県教育委員会 HP 「外国人児童生徒等教育」>「外国人児童生徒等教育・日本語指導関連情報」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/syoutyu.html>

義務教育指導課公式 facebook <https://www.facebook.com/hirogimu>



カ 通訳支援

外国人児童生徒等や保護者とコミュニケーションを図るためのサポートとして、多言語に対応した音声翻訳機の貸出や、ひろしま国際センターの電話による遠隔通訳を行っている。

- ・音声翻訳機の貸出（1回2週間程度）
- ・ひろしま国際センター「ひろしま外国人多言語総合相談窓口」の電話による遠隔通訳（下記参照）

【電話による遠隔通訳】ひろしま国際センター「ひろしま外国人多言語総合相談窓口」

相談専用フリーダイヤル TEL 0120-783-806（携帯電話も利用可能）
相談時間：月～金(10時～19時)，土曜日(9時30分～18時)，昼休み(午後0時～午後1時)

【対応言語】

英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語

また、今後、取組を充実させていくに当たって、次の資料等が参考になる。

- 参考
- ・ 外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
 - ・ かすたねっと（児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト）
<https://casta-net.mext.go.jp/>
 - ・ CLARINET へようこそ（海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するサイト）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

(4) 県内の取組事例

令和2年度には、東広島市が「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を実施し、外国人児童生徒等教育の推進に向けた取組を行った。

初期指導教室の設置

来日間もない外国人児童生徒に対する初期指導の実施



文字、学校生活の中でよく使う言葉・表現などを中心に学んでいます。



子供たちに手渡される修了証

初期指導教室は、来日して間もない日本語指導が必要な外国人児童生徒が、編入後の学校生活への適応を円滑に図ることを目的に設置された。ここで、子供たちは約20日間の初期指導を受ける。

初日は、保護者に子供の様子や、これまでの学習状況、今後の予定等について聞き取りを行っている。子供たちは、ここで、学校に入ってすぐに必要となる言葉や表現を中心に学んでいく。指導者は、一人一人の思いを受け止めながら細やかな支援を行うとともに、初期指導が終わる際には、修了証を手渡すなど最後まで温かな支援を行っている。その後、子供たちはそれぞれの編入先の学校へ通い始める。

ここで聞き取った内容や初期指導教室での様子は、市教委を通して編入先の学校に情報提供を行っている。

拠点校における授業研究【東広島市立龍王小学校】

日本語指導学級と在籍学級をつないだJSLカリキュラム※に基づく校内研修の実施



前時は日本語指導学級で



次時は在籍学級で

日本語指導学級では、「算数科の学習内容」と、「その学習をするために必要なことば」を取り上げて指導を行った。そして、翌日には、在籍学級において、前日学んだ「ことば」を繰り返し活用しながら、在籍学級の友達とともに、「算数科の学習内容」を確実に学んでいくことができた。

校内において、こうした日本語指導の授業研究を行うことで、子供を軸とした教師の連携が強化されるとともに、教師自身の子供の見方や支援の仕方が変わり、指導力向上につながった。さらに、他の教職員に対し、学びをつなげる重要性や、外国人児童、日本語指導についての理解を促進し、課題意識を高めることができた。

※ JSLカリキュラムとは
日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指したカリキュラム
JSL (Japanese as a second language)「第二言語としての日本語」

リモートによる母語支援

広島大学との連携による、母語を使った教科の先行指導等の実施

児童にとって母語でコミュニケーションを図ることは、安心してストレスなく学ぶことにつながる。教科学習の内容理解が深まり、日本語の表出がスムーズになるとともに、笑顔で母語話者とやりとりする姿も見られ、効果的な指導につながっている。

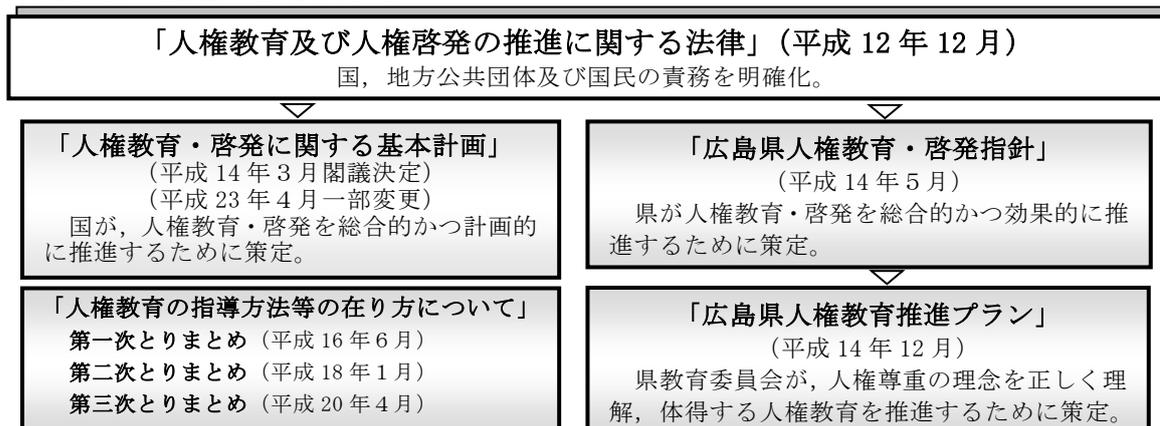
週に2～3時間
国語、理科、
日本語の基礎など

第3章 教育活動の推進

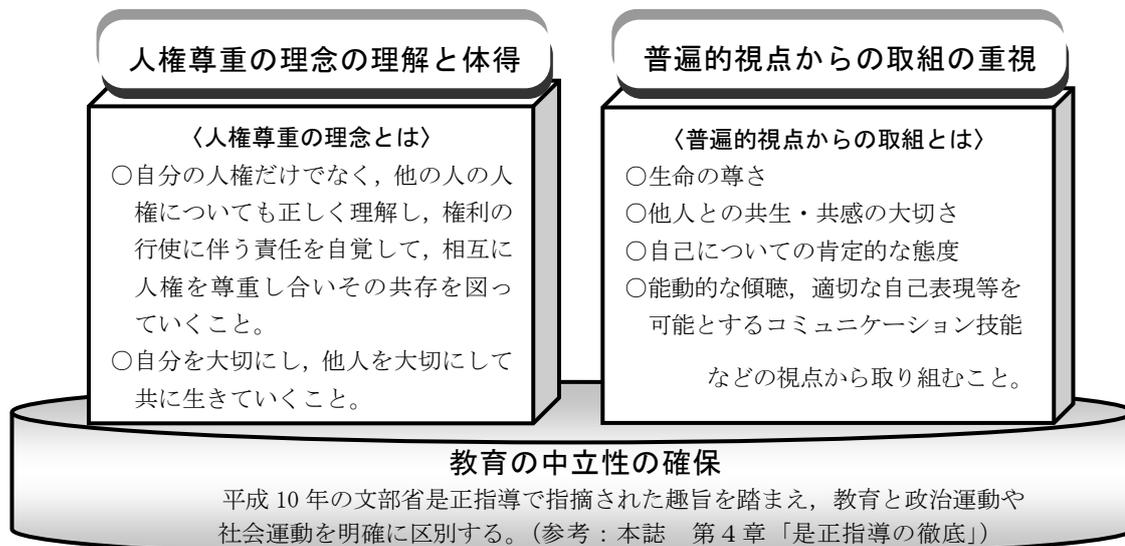
人権教育

人権教育は、幼児児童生徒一人一人に人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。その推進に当たっては、教育の中立性を確保し、学習指導要領等に基づき、道徳や各教科等の学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

1 人権教育の推進に係る法令等



2 「広島県人権教育・啓発指針」「広島県人権教育推進プラン」におけるポイント



3 学校教育における人権教育推進上のポイント

(1) 学校の教育活動全体を通じた実践

幼児児童生徒の発達段階に即し、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等の学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深める。

(2) 人権教育で育むべき三つの要素

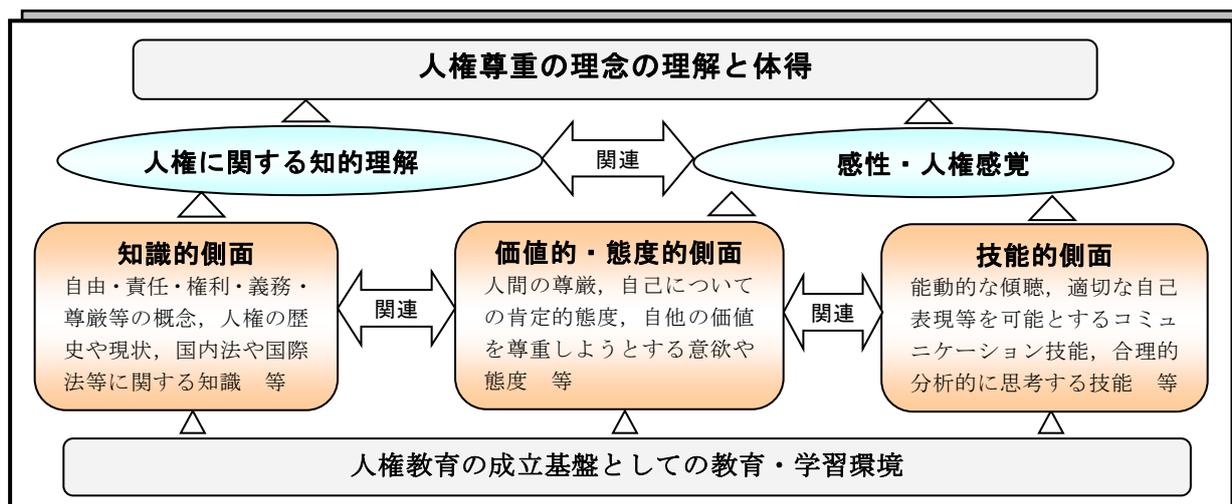
人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活で、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育成する。

(3) 指導上の留意点

自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使

には責任が伴うことなどについて、特に配慮して指導する。

- 4 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」におけるポイント
- 文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」がとりまとめた〔第三次とりまとめ〕では、人権教育で育てたい資質・能力を、次の三つの側面として捉えることができるとし、教育活動のあらゆる機会を捉えて、積極的に育成することを求めている。人権尊重の理念を理解、体得させるためには、「人権に関する知的理解」を深め、「人権感覚」を十分に身に付けさせることが必要である。



5 指導に当たってのポイント

(1) 各教育活動における目標やねらいとの関連を明確にした、計画的な取組

組織的・計画的に人権教育を推進するためには、人権教育と教科等の目標・ねらいとの関連を明らかにし、全体計画や年間指導計画を作成することが必要である。

(2) 感性や人権感覚を高める指導の工夫

幼児児童生徒が主体的・協力的に活動できる次のような学習活動を通して、感性や人権感覚を高める指導を工夫することが大切である。

〈指導例〉

- ロールプレイなどを通して、自分の考えと異なる意見や感情を否定せず、それを理解し、相手の気持ちや立場を考えた行動ができる態度を育てる指導。
- 「分かった」「できた」という喜びと「自分は理解してもらっている」「自分は役に立っている」という自己存在感をもたせるため、協力して活動できる場を工夫し、互いのよさに気付かせる指導。

(3) 人権が尊重される学校・学級づくり

人権教育を進めていくには、まず、教職員自身が人権感覚を高め、幼児児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが必要である。その上で、積極的な生徒指導の取組とも連動させ、学校・学級の一員として、幼児児童生徒が集団生活における規範等を尊重し、権利や義務を理解し、協力してよりよい生活を築くことができるような、自主的・実践的な態度を育てることが大切である。

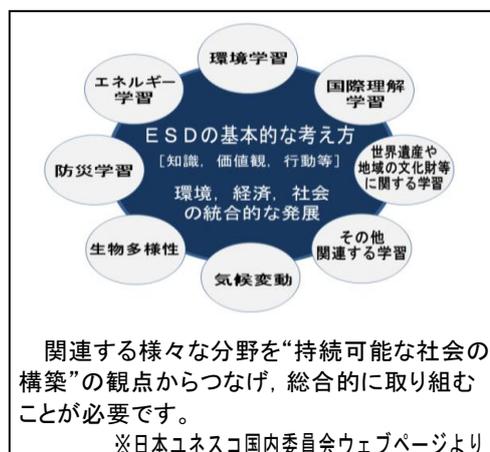
参考HP：ホットライン教育ひろしま「人権尊重の心を育てる教育のページ」

持続可能な開発のための教育（ESD）

ESD（Education for Sustainable Development）は、「持続可能な開発のための教育」と訳される。ESDは、様々な問題を自分事として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である。環境、貧困、人権、平和といった地球規模の問題の解決を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、ESDが期待されている。

1 ESDの目標

- ◎ すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
 - ◎ 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
 - ◎ 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらすこと
- （「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」より）



2 ESDを通して児童生徒に身に付けさせたい力（例）

- 環境の保全と経済の発展の両立を探究するなど、多面的・総合的に考えることができる

自然環境を守っていくことが大切である一方で、地域の人々が生活していくための環境整備も大切である。環境問題に限らず、簡単に答えが出ない問題を、様々な角度から考え、議論していくことを通して総合的に考えることができる力が求められている。

- 立場や考え方の違う人々を理解するとともに、相手を尊重しながら、協働的に課題を解決することができる

地球上では、異なる歴史や伝統、生活習慣をもつ人々がそれぞれの社会を形成して暮らしている。都市部と地方、先進国と発展途上国などで、立場や考え方が異なることも少なくない。相手の考えを理解し、尊重しながら、議論していくことを通して協働的に課題を解決することができる力が求められている。

- 誰が取り組んでも持続するようなシステムを考え、構築に向けて主体的に行動することができる

一部の関心が高い人々しか協力してくれない方法では、多くの人々が参加し、将来の世代まで続くような解決策にはならない。様々な考え方をもつ様々な人々が行動しても、問題が解決に向かうような「システム」の構築に向けて、議論していくことを通して主体的に行動できる力が求められている。

実践例：ワールドピースゲーム 2019 in ふくやま
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/worldpeacegame1028.html>

3 新学習指導要領におけるESDに係る主な内容（例）

改訂された学習指導要領（小・中・高・特支）では、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においても、関連する内容が盛り込まれている。

学習指導要領【前文抜粋】（小・中・高・特支）

これからの学校には（中略）、一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。**

これまで以上に、各学校において、総合的な学習（探究）の時間や各教科等の学習を通じて、ESDを効果的に行うためには、学校全体で計画的に実践することが必要である。

4 ESDとSDGs

SDGsとは、平成28年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。



SDGsにおいて、教育は目標の4に位置付けられ、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」とされている。さらに、ESDについては、ターゲット4.7に、「全ての学習者が、持続可能な開発を推進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とされている。

しかし、SDGsの目標は、それぞれが独立したものではなく、相互に関係し、時には相反する価値を追求することもある。そのような中で教育もまた、独立した目標ではなく、「教育が全てのSDGsの基礎」であるとともに、「全てのSDGsが教育に期待」しているとも言われている。

本県においては、これまで取り組んできたESDに引き続き取り組み、より一層推進することが、SDGsの達成に直接・間接に貢献するものであると捉え、取組の推進に努める。

参考：文部科学省 日本ユネスコ国内委員会

「ユネスコスクールで目指すSDGs 持続可能な開発のための教育」

環境教育

豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、幅広い層で環境の保全に取り組むことが大切である。このため、学校、家庭、地域が連携し、子供から大人まで一人一人が、知識だけでなく体験活動を通じ、環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結び付けられるよう環境教育を推進することが重要である。

1 環境教育とは

「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」によると、環境教育とは「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」とであると定義されている。

2 環境教育の推進

学校教育における持続可能な環境保全のための環境教育の取組として重要なことは、教育課程の編成や実施において、各々の学校段階の目的や特質に応じて行いつつも、環境教育の目的においては、一貫した流れをもつことである。

【小学校における環境教育のねらい】

① 環境に対する豊かな感受性の育成

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性をもつことができる。

② 環境に関する見方や考え方の育成

身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見つけて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関する見方や考え方を育むようにする。

③ 環境に働き掛ける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、協力して問題を解決していく実践力を培うようにする。

【中学校における環境教育のねらい】

① 環境に対する豊かな感受性や探究心の育成

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性や探究心をもつ。

② 環境に関する思考力や判断力の育成

様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら環境に関する課題を見いだして、多面的、総合的に解決していく課題解決の力や、追究する課題についての知識や技能とともに、データや根拠に基づき、適切な判断を行おうとする環境に関する思考力や判断力を身に付ける。

③ 環境に働き掛ける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、他者との合意形成を図りながら協力して問題を解決していく実践力を培う。

平和教育

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領に則って実施する。従って、児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本とする。

教育基本法 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。(後略)

1 平和教育の指導のポイント

学習指導要領に則って実施すること

- 各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等、全教育活動を通してねらいの達成を図る。
- 各教科等の目標や内容に従い、児童生徒の興味・関心や発達段階に配慮して年間指導計画を立案し、計画的に実施する。
- 指導に当たっては、本県が人類史上最初の被爆県であり、かつ世界平和を発信する拠点として期待されていることに配慮する。
- 教育基本法第14条の規定に基づき、適切に実施し、社会運動や政治運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保する。
- 国際教育、人権教育、環境教育等との関連を図ったり、道徳教育の充実を図ったりして、平和を尊重する心や態度を育成する。

2 指導上の留意点

- 校長を中心として、全教職員が指導内容や方法について研修し、共通理解を図る。
- 児童生徒に一面的な見方や考え方を押し付けることのないよう、客観的で公正な視点で資料を選択し取り扱う。
- 平和を希求し活動する姿に学んだり、自分たちが平和の大切さを考えて活動したりするような実践意欲、態度につながる内容を重視する。
- 教科学習や総合的な学習（探究）の時間に、被爆や戦争の実相に関する資料を基にした具体的な学習を行うなど、児童生徒や地域の実情に応じた創意工夫ある取組を行う。

平和教育の取組例

◎ 戦争や被爆の実相に触れる取組

- 「広島平和記念資料館」や「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館」の見学，戦争体験・被爆体験等の聞き取りなどの体験的な学習を行うことにより，命の大切さ，平和の尊さを実感として学ばせる。
- 社会科や国語科の教科書等に掲載された戦争や被爆の実相に関する資料や文学作品等の学習を基に，戦争や平和について主体的に調べたり，意見を交流したりする学習を行い，平和についての自分の考えや理解を深めさせる。

第3学年国語科では，これまで行ってきた平和に関する学習を想起させ，「平和アピール from 御調中」として，町内外の小学6年生に分かりやすく伝えるという相手意識をもたせた上で，新聞・動画など原爆に関わる様々な資料を集め，折り鶴再生ハガキを使って発信する学習を行った。（尾道市立御調中学校）

◎ 地域や各学校の実情に応じた取組

- 戦争や当時の人々の生活の様子について，地域の資料館や市町教育委員会が作成した歴史副読本を活用したり，地域に残る慰霊碑等を調べたり，地域の方から聞き取りを行ったりして，戦争や平和の尊さをより実感的に捉えさせる。
- 地域で行われている慰霊祭等に参加し，戦争で命を落とした人々や残された人々の思いや願いに共感し，平和な社会を築こうとする意欲や態度を育てる。

8月6日，広島原爆の日に平和学習を行った。例年，地域の方と合同で行う「川根平和の灯の集い」は，新型コロナウイルスの関係でやむなく中止となったが，児童は午前中の学習時間を使い，平和記念式典のテレビを視聴し平和の大切さについて話を聞いた後，川根の慰霊碑に行き，戦争で亡くなられた方への祈りを捧げ，平和を祈った。（安芸高田市立川根小学校）

◎ 国際理解や国際貢献等の視点に立った取組

- JICA等の国際協力機関と連携し，青年海外協力隊経験者を講師に迎え体験談を聞くとともに，他国の経済・社会・文化等の現状について学び，世界平和を確立するための視点，熱意及び協力の態度を育てる。
- 地球環境や資源の問題等の解決のためには，国際的な規模で解決策が協議され実施されることが必要であることに気付かせ，課題の解決について，持続可能な社会の形成に参画するという観点から考え続けていく態度を育てる。

これまでのマレーシア及びインドネシアの海外姉妹校との相互訪問や韓国青年訪日団受入交流に加え，コロナ禍においては，オンラインによる新たな形での国際交流（新型コロナウイルス感染症をテーマとした合同探究プロジェクト及びオンライン文化祭の実施等）を進めることで，日本の文化に誇りを持ち，異文化の理解を深め，国際人としての資質・能力を高めた。（広島県立五日市高等学校）

これらの例を参考に，児童生徒の発達の段階や地域の実態に応じ，各学校が創意工夫した取組を行うことが大切である。

政治的教養の教育

各学校においては、教育基本法第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところである。平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、新たに有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養の教育を推進する必要性はさらに高まっている。

1 政治的教養の教育について

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものである。小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる資質を養うよう教育の充実を図ることが重要である。

また、政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要である。

2 高等学校等における政治的教養の教育について

（高等学校等とは、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校のことである。）

（1）国家・社会の形成者として求められる力

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い21世紀において活用できる汎用的な力であり、これらを育むためには、学校教育全体を通じて、正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、学習したことを活用して解決策を考える学び、他者との対話や議論により考えを深めていく学びに取り組むことが重要である。

（2）政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

政治的教養の教育は、学習指導要領に基づき、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にしたうえで、系統的、計画的な指導計画を立てて実施することが重要である。また、教科においては公民科の指導が中心となるが、総合的な学習（探究）の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うことが求められる。

ア 副教材を位置付けた年間指導計画作成における配慮事項

高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」（以下、「副教材」という。）及び同指導資料は、各校で教科書等を活用して行われる政治的教養の教育を一層充実させることを目的として作成されたものである。これらは、公民科を担当する教員だ

けでなく、全ての教員の指導で活用することが期待されている。したがって、指導に当たっては、副教材を位置付けた年間指導計画が必要となる。年間指導計画作成時の配慮事項は次のとおりである。

- 公民科の科目「現代社会」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場面を想定しておくこと。
- 総合的な学習（探究）の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと。
- 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと。

イ 実践的な教育活動の例

生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるようにするには、具体的かつ実践的な指導を行うことが必要である。副教材では、次の四つの実践的な教育活動が紹介されている。

- 模擬選挙（１）（副教材 pp. 52～61）架空の候補者を設定し実施するもの
- 模擬選挙（２）（副教材 pp. 62～71）実際の選挙に伴い実施するもの
- 模擬請願（副教材 pp. 72～76）地域の課題解決について調べ、請願書としてまとめるもの
- 模擬議会（副教材 pp. 78～89）議会における討論を経験するもの

ウ 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないように、次の点に配慮して取り組むことが求められる。

- 一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないよう留意すること。
- 個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

生徒による選挙運動及び政治的活動については、平成27年10月29日付け文部科学省初等中等教育局長（通知）「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」における「第3 高等学校等の生徒の政治的活動等」の事項に十分留意する必要がある。

【参考】

- 平成27年7月28日付け文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長（依頼）「公職選挙法の一部を改正する法律の公布について」
- 平成27年10月29日付け文部科学省初等中等教育局長（通知）「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」
- 平成27年9月29日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課（事務連絡）「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」
- 高等学校等における「政治的教養の教育」の手引 ～有権者として求められる力を育むために～（平成29年12月 広島県教育委員会）

福祉教育

福祉教育とは、「生存権保障」（憲法第25条）と「幸福追求権」（憲法第13条）を根拠として、すべての人が「**⑤**だんの **④**らしの **①**あわせ」を実現させることを目指すものであり、多様性を認め合う「ともに生きる力」を育む教育である。また、自己肯定感、自己有用感を育み、豊かな福祉観を持つことを目指す教育である。

1 福祉教育の指導のポイント

(1) 体験的な学習を重視する

「共生・共存」、「地域社会」、「直接体験」及び「感性」をキーワードとしながら、命や自然・文化との出会い、家族や仲間、地域の人々との交流、地域の高齢者や障害のある人たちとの交流と理解・支援など、身近にある様々な活動を入り口として取り組む。

(2) 実践的な態度や能力の育成を図る

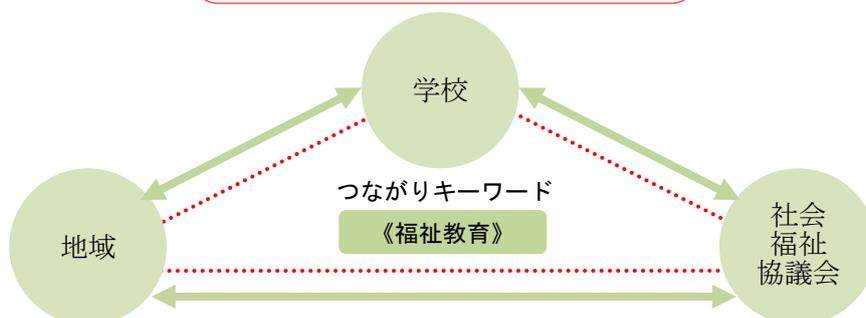
児童・生徒の発達段階や学習レベルに応じたものとともに、特別活動やボランティア活動、地域活動等の体験的・実践的活動を通じて、自ら主体的に社会的な課題に関わっていく意欲や実践力を養う。

2 「学校」と「地域」が繋がる福祉教育の展開

福祉教育を推進するためには、学校と地域がそれぞれの役割を自覚することが必要である。また、地域の社会福祉協議会と連携することによって、多様な福祉教育プログラムを実施することができる。

【福祉教育を進めていくために共有したい役割】

- 子供たちへの働きかけ
- 保護者への働きかけ
- 地域の人を学校に受け入れる場づくり
- 学校から地域に出ていく場づくり
- 福祉教育研修の場の設定



- 地域の資源（ひと・もの）を増やす
- 学校行事への協力
- 多くの地域住民の地域活動への参画推進
- 学校の取組を受け入れる意識づくり

- 発展的で多様な社会福祉教育プログラムの企画
- 福祉教育サポーターの育成
- コーディネート（つなぎ役を果たす）
- 広報活動
- プラットホームの提供

参考：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 「福祉教育推進の手引」
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター
 「学校における福祉教育ハンドブック」
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター・福祉教育実践研究会
 「学校・社協・地域が繋がる福祉教育の展開をめざして」
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター・市民活動振興センター
 「地域社会共生社会に向けた福祉教育展開」

伝統や文化に関する教育

国際社会で活躍する人材の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることは、グローバル化する社会の中で異なる文化や歴史、生活習慣をもつ相手に敬意を払い、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるのに資するものである。

1 教育基本法等への規定

教育基本法前文に、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進することが示され、第2条第5号には、教育の目標の一つとして、次のことが規定されている。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校教育法第21条第3号には、次のように示されている。

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2 各教科等における指導

平成29年に告示された学習指導要領では、教科等の指導において、例えば、次のような内容の充実が求められている。

国語…作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界に親しむこと。
社会…自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。
音楽…我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について理解すること。
美術…日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めること。
保健体育…武道については、柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること。
技術・家庭〔技術分野〕…我が国の伝統的な技術についても扱い、緻密なものづくりの技などが我が国の伝統や文化を支えてきたことに気付かせること。
技術・家庭〔家庭分野〕…日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。

【中学校学習指導要領 平成29年7月 文部科学省】

伝統や文化に関する教育を推進していくに当たり、各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達段階を考慮し、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的に育成することが重要となる。各学校の特色を生かした教育課程の編成・実施が求められている。

参考：小・中学校学習指導要領解説 総則編（付録6）平成29年7月 文部科学省

へき地教育

へき地教育は、「へき地教育振興法」及び「へき地教育振興法施行規則」等により定められたへき地学校・これらに準じる学校・特地学校における教育のことをいう。

これらの学校は、小規模のため、少人数や複式での指導を行っている学校が多いという特性をもっている。また、豊かな自然に恵まれ、地域の協力も得やすいなどのよさが見られる。へき地教育は、これらの特性やよさを積極的に生かして教育課程を創造し、学校教育のねらいを達成する教育である。

教科指導の留意点

○ 特色ある教材や学習活動の開発…地域素材の教材化や体験的な活動を工夫する。

地域の豊かな素材を積極的に活用したり、体験的な学習活動を工夫したりして、児童生徒の生活と学習内容を結び付けるとともに、学習への興味・関心を高め、知識や技能を確実に身に付けさせることが必要である。

○ 年間指導計画の作成…各教科等の特質やねらいを踏まえ、指導内容の重点化を図る。

各教科等の指導内容の重点化や教材の精選に努め、指導の系統性、発展性及び児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が充実した学習ができるように計画を作成することが大切である。特に、複式学級では、上下両学年の指導内容の関連性や系統性を考慮し、学年別指導や同単元指導等の計画を作成することが必要である。

○ 指導過程や指導形態の工夫…少人数の学習集団の特性を生かす。

児童生徒が主体的に学習を進めることができるよう、課題やコースを選択したり、自分の学習課題を設定したりするなど、習熟度はもとより興味・関心、生活経験の違い等に応じた、指導過程や指導形態を工夫することが大切である。

○ 間接指導の充実…児童生徒の思考や認識の過程に即した指導を工夫する。

複式学級では、間接指導を児童生徒が個性や能力に応じて主体的に学習できる場として捉え、個に応じた補充・発展学習や課題別学習などを取り入れ、充実を図る。また、児童生徒の主体的な学び合いの学習ができるように、学習リーダーを育成することも必要である。さらに、間接指導での学びが、直接指導の中で十分生かされるように指導過程を工夫することも大切である。

○ 評価の工夫…個々の学習状況を適切に捉え、指導の改善を図る。

学習の目標や内容に応じ、個別の到達目標の設定や学習過程における評価の位置付け及び方法を工夫するとともに、児童生徒の自己評価や相互評価も取り入れ、指導の改善を図ることが大切である。

消費者教育

近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルが多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性が高まってきている。

消費者教育は、児童生徒が消費生活に関する基礎的な知識や判断力を身に付け、将来自主的かつ合理的に行動する消費者、すなわち「自立した消費者」として育てていくことを目標として行われる教育活動である。

1 消費者教育の目標

消費者教育は、次の目標で実践することが求められる。

- (1) 消費者の権利と役割及び消費者の自立について理解し、それに基づいた意思決定と消費行動ができる能力を育む。
- (2) 消費生活の安全・安定の確保と向上を図るため、消費生活に関する基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、将来を見通した合理的な意思決定や生活設計を行い、消費者被害等の危機を回避し、必要に応じて他者と協力しながら問題解決ができる能力を育む。
- (3) 持続可能な社会の実現に向けて、自分の行動と社会経済との関連を意識し、持続可能な社会へ寄与する消費生活を実践するとともに、諸課題について他者と協力して取り組むことができる能力を育む。

参考：文部科学省 「消費者教育実践の手引き」

2 学校教育における消費者教育の進め方

(1) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における主な内容

平成30年6月の民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになった。高校生にとって社会が一層身近なものとなる中、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のために、実践的な消費者教育の実施が求められている。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科等において消費者教育に関する内容の充実が図られた。

小学校・小学部	中学校・中学部	高等学校・高等部
○家庭科 ・物や金銭の使い方と買物 ・環境に配慮した生活 (小学校学習指導要領 平成29年3月)	○社会科 ・金融などの仕組みや働き ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政 ○技術・家庭科 ・金銭の管理と購入 ・消費者の権利と責任 ・消費生活・環境についての課題と実践 (中学校学習指導要領 平成29年3月)	○公民科 ・多様な契約及び消費者の権利と責任 ・消費者に関する問題 ○家庭科 ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任 ・生涯を見通した生活における経済の管理や計画 ・契約の重要性や消費者保護の仕組み ・消費者問題や消費者の自立と支援 ・生活と環境との関わりや持続可能な消費 (高等学校学習指導要領解説 平成30年7月)

(2) 消費者教育に関する指導のポイント

- ア 消費者トラブルの実例に基づいた内容を取り扱う。
- イ ワークショップやロールプレイングなどを活用し、消費者トラブルに遭った際の対処法等を体験的に学習させる。
- ウ 消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導する。

参考HP：消費者庁「消費者教育ポータルサイト」

URL <https://www.kportal.caa.go.jp/consumer/index.html>

消費者庁「社会への扉－12のクイズで学ぶ自立した消費者－」

URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

：文部科学省「いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育のヒント&事例集」

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm

：金融庁ホームページ「おしえて金融庁」

URL <http://www.fsa.go.jp/ordinary/index.html>